

合原小学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日策定

平成30年5月1日改訂

はじめに

ここに定める「合原小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本認識

上記の定義のもと、本校では、「いじめはどの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうるものである。どの子どもも被害者にも加害者にもなり得る。」という認識にたち、本校の人権宣言「ぽかぽかことばがあふれ、みんながなかよくたのしい合原小！」の具現に向けて、「合原小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

(3) 学校としての構え

- ・いじめは、人間として絶対に許されない行為であるという意識を、児童一人一人に徹底し、見過ごさない雰囲気づくりをする。
- ・けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断していく。
- ・児童一人一人の自己有用感を高め、自己肯定感を育む教育活動を行う。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を行う。
- ・児童理解に努め、一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め継続して十分な注意を払うとともに、折に触れて必要な指導を行い、保護者等と連携を図りながら見届ける。

2 いじめの未然防止のための取組

未然防止の基本は、すべての児童が、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できる学級・学校づくりをすることを通して、子どもたちの自己有用感を高め、自己肯定感を育むことであると考えている。

(1) 「分かる・できる授業」の推進

- ・基礎的・基本的な内容の定着を図ると共に、筋道立てて考え表現できるようにすることに力を入れ、「分かった、できた、楽しい」という充実感・達成感を味わうことで、自己肯定感を育めるように教科指導を充実する。
- ・「一人学び」「仲間学び」を通して、自分で考え主体的に取り組むこと・仲間と考え合う中でより良いものを生み出すことに喜びが持てるような指導に努める。
- ・時間を守る、返事をする、話し方・聞き方のルールを守る等、規律ある学習集団づくりを行う。

(2) 豊かな心の育成

- ・心のこもったあいさつ
相手の名前を呼んであいさつしたり、プラス一声をかけたりすることにより、いつでも・どこでも心の通うあいさつをし、温かい人間関係を築くことができるようにする。
- ・栗っ子活動
異年齢集団での遊びや清掃活動を通して、他を思いやる心や上級生にあこがれる気持ちがもてるようにする。
- ・「心の花」を咲かせよう
全教育活動を通じて、仲間の良さやがんばりに気づく心を育てる。また、自分のがんばりや良さを認めてもらうことにより、自己有用感を味わわせながら望ましい人間関係をつくることのできるようにする。
- ・全教育活動の中で人権教育の観点を意識して「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む教育を行い、差別や偏見を許さない人権尊重の気風がみなぎる学級・学校づくりをする。
- ・「合原小人権宣言」や「ひびきあいの日」の取組を通して、いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより児童会活動等でも適時取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・特別支援学級「ひまわり」と通常の学級との交流及び共同学習を充実させ、互いの理解を深める。
- ・「あゆみの家」との交流を通して、相手の立場に立って理解し、心のふれあいと自己有用感をもつことのできるようにする。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える日常的な教育相談に努める。

(3) 自己指導能力の育成 (全ての教育活動を通して)

- ・教育活動全体を通じて、以下の3点を留意した指導を充実する。
 - ① 一人一人に合った達成可能なめあてを設定し、努力に対する認め・励ましを通して、挑戦する意欲と自分に対する自信をもたせ、自己肯定感を高める指導を行う。
 - ② 集団での役割を自覚させ、責任をもって果たせるように指導・援助していくことで、集団の一員としての自己有用感を高める指導を行う。
 - ③ 自分で考え、工夫して取り組もうとする主体的な学びができるような場を意図的に設け、自己決定していく力を育む。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・携帯電話・スマートフォンや通信型ゲーム機等に関わる児童の実態を把握し、取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。
また、携帯電話・スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。

3 いじめの早期発見・早期対応

いじめは、目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。そのことを十分に認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめの把握を積極的に行う。そのために、全職員が共通理解のもとに、学年の枠をこえて児童の指導にあたる。

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、毎月の学校生活アンケート・生活リズム点検（家庭生活）等の定期的なアンケート（記名式・無記名式）の実施、終礼時（週2回）や生徒指導交流会（月1回）での情報交流等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
- ・学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールアドバイザーや相談員との連携を密にし、協力体制を整える。

(2) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切にして教育相談を充実する。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から児童理解に努める。
- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって児童の相談に当たる。
- ・児童の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心にケース会議を充実させ、担任、養護教諭、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、スクールアドバイザー、相談員等、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

(3) 教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行い、「いじめ防止 これだけは！」「教育相談 これだけは！」「生徒指導リーフ」等、各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
- ・他校・他地域でいじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

(4) 保護者との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の児童にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、いじめる児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。いじめの問題がこじれたりすることがないように、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

(5) 関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校評議員等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。

学校職員：校長、教頭、生徒指導主事、学年部主任、教育相談主任、養護教諭
学校職員以外：保護者代表、学校評議員、スクールアドバイザー、民生児童委員

5 いじめ問題発生時の対応

いじめ事案に関する発見・通報を受けたときには、特定の職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。いじめられた児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度でいじめた児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼をおくのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。

事案によっては、教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係諸機関等と連携して対応にあたる。

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的かつ丁寧に事実確認を行う。
- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

【大まかな対応順序】

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 生徒指導主事、管理職への報告、校内いじめ防止対策委員会で対応方針を決定
- ③ 関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や子どもセンター等との連携）
- ④ 事実関係の丁寧で確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）
- ⑤ いじめを受けた側の児童のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- ⑥ いじめた側の児童への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑦ 保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の児童及び保護者への謝罪を含む）
- ⑧ 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

(2) 「重大事態」への対応

【重大事態の意味】

重大事態とは、次の疑いがある場合と捉える。

- ① いじめにより当該児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。

- ・いじめを受けた児童の状況に着目し、次の点に留意して判断する。例えば次のようなケースが想定される。

・児童が自殺を企画した場合	・身体に重大な傷害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合	・精神性の疾患を発症した場合

- ② いじめにより児童が相当な期間にわたり、連続して欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

- ・「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒がいじめを受けたことにより、一定期間連続して欠席してい

るような場合には、上記目安にかかわらず、学校又は教育委員会の判断により、迅速に家庭訪問等で状況を把握するなど調査に着手することが必要である。

- ・児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要なことである可能性があるため、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

〔主な対応〕

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

6 いじめ「解消」の定義

- ・いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月は継続していること。
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。
被害児童本人およびその保護者との面談などにより確認すること。

7 学校評価における留意事項

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
 - ① いじめの早期発見の取組に関すること
 - ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報等の取扱い

○ 個人調査（アンケート等）について

- ・個人調査（アンケート等）は当該児童が卒業するまで保存する。
- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、学校で5年間保存する。

いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	取組内容	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA総会等での「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）（保護者向けネットいじめ研修を含む）説明 ・学校だより、Webページ等による「方針」等の発信 ・職員研修会の実施（「方針」、前年度のいじめの実態と対応等） 	「方針」の確認
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート（記名式）の実施、教育相談の実施 ・「合原小人権宣言」の確認と実践（年間を通して） ・第1回「いじめ防止・対策委員会」の実施（外部専門家も含む） ※校内関係者のみによる校内委員会は4月当初から随時実施	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評議員会等で「方針」説明 ・いじめ未然防止に向けた全校集会・学年集会（児童会・生徒会主催によるいじめ防止の取組について） ・「ひびきあい週間」を設けた取組（全校でのいじめ防止対策の取組） ・児童向けネットいじめ研修① ・学校生活アンケート（無記名式）の実施、教育相談の実施 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」（対策等の見直し） ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 ・職員会（夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） 	第1回県いじめ調査
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修会（ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会） ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（1学期の取組の評価） 	夏季休業中の指導
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会の取り組みでの、自己有用感・自己肯定感を高めるための指導 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート（記名式）の実施、教育相談の実施 ・学年会（いじめ防止対策の取組についての中間交流） 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート（無記名）の実施、教育相談の実施 ・「ひびきあいの日」に向けた取組（全校でのいじめ防止対策の取組） ・児童生徒向けネットいじめ研修② 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひびきあいの日」（児童会の合原小人権宣言等の発表） ・第2回「教職員の取組評価（学校評価）アンケート」（次年度に向けて） ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（いじめ防止対策の取組についての中間交流） 	冬季休業中の指導 第2回県いじめ調査
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート（記名・無記名選択式）と教育相談の実施 ・「ひびきあい週間」を設けた取組（全校でのいじめ防止対策の取組） ・職員会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） ・教職員による次年度の取組計画 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童会の取組のまとめ ・第2回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（外部専門家も含む。本年度のまとめ及び来年度の計画立案） ・学校評議員会 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回「教職員の取組評価アンケート」（1年間の評価） ・学校だより等による次年度の取組等の説明 	第3回県いじめ調査 （国の調査を兼ねる） 次年度への引き継ぎ